第百五十一条第二項	特別支配株主（第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第百五十四条第三項において同じ。）	特定特別支配株主（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する特定認定計画に係る同法第三十条第一項に規定する特定事業者をいう。以下この条において同じ。）に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）
第百五十四条第三項	特別支配株主	特定特別支配株主
第百七十九条第一項	特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該特別支配株主（当該特別支配株主完全子法人及び当該特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社並びに当該特別支配株主完全子法人が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に	特定特別支配株主完全子法人（当該特定特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社並びに当該特定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に
第百七十九条第二項	特別支配株主は	特定特別支配株主は
	当該特別支配株主	当該特定特別支配株主
	特別支配株主完全子法人	特定特別支配株主完全子法人
第百七十九条第三項	特別支配株主	特定特別支配株主
第百七十九条の二第一項第一号及び第四号イ	特別支配株主完全子法人	特定特別支配株主完全子法人
第百七十九条の二第一項第百七十九条の五第一項、第百七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第百七十九条の五第一項第一号、第百七十九条の六第一項、第三項及び第五号	特別支配株主	特定特別支配株主

第三十二条を第三十条とする。

第三十三条第一項中「認定事業再編事業者若しくはその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社（以下「認定特定事業再編事業者等」という。）」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者」に、「ものに係る」を「場合における」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条の見出し中「公開買付け」を「他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合（外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む」を「譲渡により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあっては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る」に、「とき」を「とき」に、「当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であって当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）を交付するとき」に、「係る同法」を「係る会社法」に改め、同項の表第百九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業再編計画」に、「同条第二項」を「同法第二十八条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）の方法」を「譲渡」に改め、「株式会社の株式」の下に「（外国法人の株式若しくはこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）」を加え、同表第百九十九条第一項第二号の項中「当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。）並びに当該公開買付けにおいて当該」を「当該他の株式会社の」に改め、「買い付ける」を削り、「及び新株予約権付社債（」を「又は新株予約権付社債（外国法人の新株予約権又は新株予約権付社債に類似するものを含む。以下この号において同じ。）を取得する場合にあっては、当該新株予約権又は新株予約権付社債を含む。」に改め、同表第百九十九条第一項第四号の項中「当該他の株式会社の」を削り、同表第二百一条第三項の項を次のように改める。

第二百一条第三項	
公開会社	当該認定事業者である株式会社
第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の取締役会の決議によって	産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第二項の規定により、株主総会の決議によらないで